

平成27年12月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成27年12月24日9時から

会 場：臼杵庁舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(教職員(小中学校)の内申について)

第47号議案 臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部改正について

4 学力向上について

- ・平成27年度土曜ふれあい学校の実施状況について

5 教育予算等について

- ・平成28年度運営方針について
- ・平成28年度当初予算要求の主な事業について

6 その他

- ・日本遺産登録について
- ・「臼杵市子ども読書活動推進計画」及び「臼杵市スポーツ推進計画」の状況報告について

7 閉 会

連絡事項

(1) 各課からの連絡等

- ・「青島広志のオペラコンサート」について
- ・「成人式」及び「山内流寒中水泳大会」について

(2) 平成28年1月定例教育委員会の開催について

平成28年1月 日 時から

平成 2 7 年 1 2 月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成27年12月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 8 号	専決処分の承認を求めることについて……………1
第47号議案	臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部改正について…2

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

教職員（小中学校）の内申について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 2 条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成 27 年 12 月 24 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎 藤 克 己

専決年月日 平成 27 年 8 月 22 日から
平成 27 年 12 月 18 日まで

専決処分内容 下記のとおり

記

教職員（小中学校）の内申について

（内申内容別紙）

理由

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 5 号に定める県費負担教職員の懲戒についての内申

第 4 7 号議案

臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部の改正について

臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部の改正するにあたり、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「所得課税証明書」を「必要書類」に改め、様式第 1 号（第 5 条関係）を次のように改正する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

別添

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

申請理由を証明できる書類の添付をしてもらう必要があるため及び申請理由を明確にできる様式に変更する。

年度 就学援助受給申請書				学校		
臼杵市教育委員会 殿				年 月 日		
下記児童・生徒について就学援助を受けたいので理由を付し、必要書類を添えて申請します。 なお、本申請の必要書類に関する情報を閲覧及び調査することに同意します。						
保護者 住所 臼杵市 氏 名 印 電 話						
児童・生徒	学 校 名		学年	(フ リ ガ ナ) 児 童 ・ 生 徒 氏 名	生 年 月 日	性 別
	学校		年			男・女
	学校		年			男・女
	学校		年			男・女
	学校		年			男・女
	学校		年			男・女
家庭状況(児童・生徒を含む。)	番号	氏 名	続柄	年齢 (4月1日現在)	生 年 月 日	勤務先・学校名
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
住宅	持家・借家・その他() 家賃月額 円			※家庭状況は、住民票が別でも同居している親族等 がいる方は、全員を記入してください。		
就学援助を申請する理由	(該当する番号のいずれか1つに○をつけてください。) 1 生活保護を停止、又は廃止された方・・・保護停止・廃止決定通知書(市役所福祉課) 2 市民税等の減免を受けた方・・・減免申請書の写し※受付印を押したもの(市役所税務課) 3 国民年金の減免を受けた方・・・国民年金保険料免除承認通知書※1/4免除は除く(年金事務所) 4 国民健康保険税の減免を受けた方・・・減免申請書の写し※受付印を押したもの(市役所税務課) (注) 旧被扶養者に係る減免は該当しません。 5 児童扶養手当の支給を受けている方・・・児童扶養手当証書(市役所福祉課) 6 日雇労働者で職業安定所に登録している方・・・日雇労働被保険者手帳(職業安定所) 7 その他上記の1～6には該当しないが特別な事情により経済的に困りの方・・・所得課税証明書(市役所税務課) (注) 小・中学校双方に申請する場合は、「所得課税証明書」はどちらかは写しで結構です。 世帯状況により、上記の添付書類以外の書類を提出していただく場合があります。 【就学援助を申請する理由を具体的に書いてください】					

以下の欄は記入しないで下さい。

学校長の意見	学校 校長	印
備考欄		

平成 2 7 年 1 2 月

【定例教育委員会資料編】

平成 27 年 12 月定例教育委員会資料編 目次

第 47 号議案 臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部改正について…1

臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（申請） 第5条 援助を受けようとする保護者は、学校長を通じて委員会に、就学援助申請書（様式第1号）に<u>所得課税証明書</u>を添付（以下「申請書類」という。）し、委員会が別に定める期日までに毎年度申請しなければならない。	（申請） 第5条 援助を受けようとする保護者は、学校長を通じて委員会に、就学援助申請書（様式第1号）に<u>必要書類</u>を添付（以下「申請書類」という。）し、委員会が別に定める期日までに毎年度申請しなければならない。